

香南市地域防災計画

資料編

令和8年3月

香南市防災会議

香南市地域防災計画 資料編 追録加除整理一覧表

追録の加除整理が終わったら、必ず内容現在および加除整理の年月日を記入してください。

追録号数	内容現在	加除整理日	整理者印
第 1 号	令和 2 年 2 月 2 8 日	令和 2 年 9 月 1 日	
第 2 号	令和 3 年 2 月 1 0 日		
第 3 号	令和 4 年 3 月		
第 4 号	令和 6 年 3 月		
第 5 号	令和 7 年 3 月		
第 6 号	令和 8 年 3 月		
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			

目 次

第1編	法令・制度	1
法令-1	香南市防災会議条例.....	2
法令-2	香南市災害対策本部条例.....	4
法令-3	災害救助法の概要.....	5
法令-4	香南市消防団員等公務災害に対する補償条例.....	28
法令-5	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例.....	29
法令-6	香南市防災行政無線の設置及び管理に関する条例.....	34
法令-7	補助を受ける災害復旧事業.....	36
法令-8	香南市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	37
法令-9	香南市災害復旧事業等分担金に関する条例.....	41
制度-1	経済・生活面の支援制度.....	42
制度-2	住まいの確保・再建のための支援.....	57
制度-3	農林漁業・中小企業・自営業への支援.....	66
制度-4	安全な地域づくりへの支援.....	70
制度-5	相談窓口.....	76
制度-6	激甚災害制度（本激および局激）.....	80
第2編	組織	88
組織-1	香南市防災会議委員名簿.....	89
組織-2	災害対策本部配置計画図.....	90
組織-3	災害対策本部要員人員表.....	94
組織-4	災害対策要員の動員実施計画表.....	95
組織-5	市町村・消防本部危機管理連絡先一覧.....	96
組織-6	臨時・専門相談所の運営留意事項・関係機関の連絡先.....	97
組織-7	自主防災組織一覧.....	98
組織-8	消防団員数.....	99
第3編	情報	100
情報-1	庁内放送文例（地震時）.....	101
情報-2	庁内放送文例（異常気象時）.....	102
情報-3	被害規模早期把握のための収集する情報.....	103
情報-4	速報の報告内容.....	104
情報-5	市民への緊急放送文例.....	106
情報-6	ボランティアセンターの開設・閉鎖案内.....	109
情報-7	被害の認定基準.....	110

情報-8	台風の接近・上陸に伴うタイムライン	112
第4編	危険箇所・危険区域	113
危険-1	香南市の土砂災害警戒区域（基礎調査含む）図	114
危険-2	香南市の土砂災害警戒区域（基礎調査含む）表	119
危険-3	河川の重要水防区域一覧	128
危険-4	物部川の重要水防直轄区域危険箇所	129
危険-5	海岸の重要水防区域一覧	130
危険-6	古文書カルテ	131
危険-7	高知県液状化可能性予測図	147
危険-8	物部川浸水想定区域図	160
危険-9	ため池ハザードマップ	164
第5編	資機材	176
資機材-1	災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況	177
資機材-2	海上災害活動資機材の保有状況	180
資機材-3	応急救護所備品一覧表	181
資機材-4	教育委員会（保・幼・小・中）備蓄物資一覧表	182
資機材-5	公用車保有状況（消防車両除く）	184
第6編	施設	188
施設-1	緊急輸送道路	189
施設-2	土佐湾沿岸海岸保全基本計画 海岸保全施設配置図	190
施設-3	香南市避難道一覧表	194
施設-4	水門・樋門・陸こう等一覧表	195
施設-5	排水機場一覧表	197
施設-6	雨量計設置箇所一覧表	198
施設-7	上下水道施設一覧表	199
施設-8	ヘリコプター離発着場候補地の一覧	201
施設-9	香南市津波避難タワー一覧表	202
施設-10	指定避難所等一覧	204
施設-11	福祉避難所一覧	214
施設-12	業種別老人福祉施設一覧	215
施設-13	市内医療機関一覧表	216
施設-14	無線通信施設一覧表	217
施設-15	アマチュア無線局の一覧	218
施設-16	災害時優先電話の設置状況	219
施設-17	特設公衆電話一覧表	220

施設-18	消防力の現状・消防水利の現状	221
施設-19	消防法 対象施設	225
施設-20	危険物貯蔵取り扱い施設一覧	226
施設-21	香南市指定文化財一覧表	227
第7編	様式	228
様式-1	各部における対応内容	229
様式-2	救助の実施記録日計票	230
様式-3	被害状況調査兼報告書	231
様式-4	被害概況把握表	232
様式-5	被害状況等報告	233
様式-6	被害総括表	234
様式-7	対策実施状況	245
様式-8	本部会議議事録	246
様式-9	情報処理カード	247
様式-10	災害派遣要請	248
様式-11	自衛隊の災害派遣要請	249
様式-12	自衛隊災害派遣部隊の撤収要請	251
様式-13	TEC-FORCE の災害派遣要請	252
様式-14	災害発生に伴う職員の派遣について	253
様式-15	他市町への応援依頼書	254
様式-16	防災関係機関への応援依頼書	255
様式-17	消防防災ヘリコプター出動要請書	256
様式-18	生活必需品等物資給与及び受領書	258
様式-19	ボランティア受付カード	259
様式-20	遺体連名簿	260
様式-21	遺体処理台帳	261
様式-22	遺体・遺骨・遺留品処理票	262
様式-23	遺体氏名札	263
様式-24	遺体送付票	264
様式-25	埋火葬台帳	265
様式-26	罹災台帳	266
様式-27	罹災証明書	268
様式-28	受領書	269
様式-29	従事者名簿	270
様式-30	人員要請書	271
様式-31	物資要請書	272

様式-32	宅地被災者名簿	273
様式-33	伝言板	274
様式-34	避難収容世帯票	275
様式-35	避難収容台帳	276
様式-36	避難所収容状況調書	277
様式-37	避難所食糧品受払簿	278
様式-38	避難所日誌	279
様式-39	避難所物品受払簿	280
様式-40	災害見舞来訪者等受付表	281
様式-41	災害状況一覧表	282
様式-42	車両舟艇調達請求書	283
様式-43	県への資機材応援要請書	284
様式-44	住家等被害判定調査表	285
様式-45	被災建築物応急危険度判定調査票	303
様式-46	被災建築物応急危険度判定（第1報）	306
様式-47	被災建築物応急危険度判定（第2報）	307
様式-48	被災建築物応急危険度判定連絡用紙	308
様式-49	現地情報班等編成表	309
様式-50	被災宅地危険度判定調査票	310
第8編	協定	315
協定-1	県・市町村との協定	316
協定-2	指定公共機関等との協定等	317
協定-3	医療関係の協定等	318
協定-4	事業所等との協定等	319
協定-5	食料品・飲料水・日用品関係の協定等	320
協定-6	建設業関係の協定等	321
協定-7	指定給水装置工事事業者一覧	322
協定-8	下水道関係の協定等	326
第9編	参考	327
参考-1	各種制度の要綱	328
参考-2	関連計画またはマニュアル	329

第 1 編 法令・制度

法令-1 香南市防災会議条例

○香南市防災会議条例

平成18年3月1日

条例第15号

改正 平成24年12月13日条例第63号 平成25年9月13日条例第
号 45号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に
基づき、香南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定め
るものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 香南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条に定める水防計画に関すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属
する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理す
る。
- 5 委員は40人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市長が指名する地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 高知県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 市の区域を管轄する警察署の署長又はその指名する職員
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団連合会長

- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 女性の視点から防災・減災・復興について提言ができる者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が特に必要と認める者
- 6 前項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成24年12月13日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月13日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

法令-2 香南市災害対策本部条例

○香南市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 16 号

改正 平成 24 年 12 月 13 日条例第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、香南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 13 日条例第 64 号）

この条例は、公布の日から施行する。

法令-3 災害救助法の概要

災害救助法の概要 (令和2年度)



内閣府政策統括官（防災担当）
避難生活担当、被災者生活再建担当

目 次



※災害救助法第2条の2の規定により、救助実施市が行うこととされている事務については、「都道府県」とあるのは「都道府県又は救助実施市」に、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は救助実施市の長」と読み替える。

1. 災害救助法とは何か	
① 沿革、法制上の位置づけ	1
② 制度の概要	3
③ 救助の実施概念図	5
④ 法の基本原則	6
⑤ 災害救助基金の概要	7
2. 災害救助法の適用に当たって	
① 適用基準（災害救助法施行令）	8
② 法適用の判断	10
③ 法適用の状況（平成26～令和元年度）	11
④ 災害情報等	22
3. 災害救助法の運用	
① 事務の流れ	23
② 各救助項目ごとの概要（令和元年度）	24
③ 災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について	44

1. 災害救助法とは何か ①沿革、法制上の位置づけ

1. 沿革

- 災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は、
 - ① 基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと
 - ② 支給基準が地方ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること
 等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、これに代わるものとして、昭和22年に「災害救助法」が制定された。
- 昭和28年及び34年の法令改正で、救助項目の追加が行われた。
- 昭和34年の伊勢湾台風等を契機として、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するために、昭和36年に「災害対策基本法」が制定され、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。
- 平成11年の地方分権一括法の制定により、災害救助法は従前の「機関委任事務」から「法定受託事務」となった。
- 平成23年の東日本大震災を受けて、「災害対策基本法」をベースに防災、発災後の応急期対策、復旧・復興を一元的にカバーする内閣府へ「災害救助法」を移管することで発災後のより迅速な対応を行うため、平成25年10月に同法は内閣府に移管された。
- 平成23年の東日本大震災、平成28年熊本地震を教訓に、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施が可能となる法改正を行った。
- 令和元年台風第15号を契機として、住宅の応急修理の制度を一部損壊（損害割合10%以上20%未満）までに拡充を図る。

<参考> -災害救助項目追加の変遷-

法制定時[昭和22年]

- 收容施設の供与 ○ 炊出しその他による食品の給与 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬

昭和28年法改正

- 飲料水の供給 ○ 被災者の救出 ○ 住宅の応急修理 を追加 ○ 收容施設に応急仮設住宅を含むことの明文化

昭和34年政令改正

- 死体の捜索及び処理 ○ 障害物の除去 を追加

1

2. 災害対策法制上の位置づけ

- 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。



3. 災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条) (救助実施の区域を除く (法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)

2

1. 災害救助法とは何か ②制度の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の搜索・処理
- 障害物の除去

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)

3

5. 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準(※)に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。(※ 平成25年内閣府告示第228号)

(2) 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

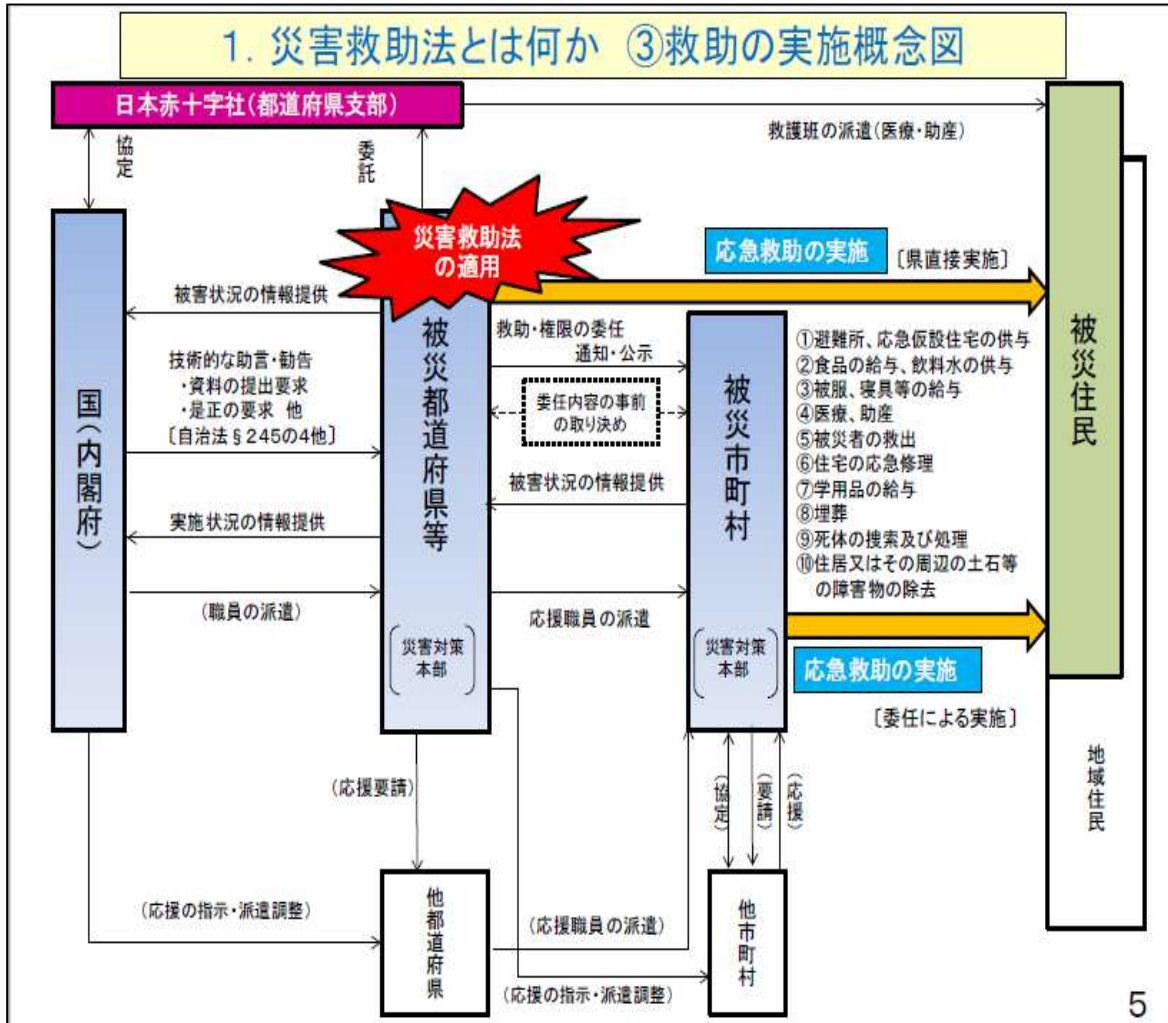
国庫負担割合

- | | | |
|----------------------------|---|--------|
| ① 収入見込額の 2/100以下の部分 | → | 50/100 |
| ② 収入見込額の 2/100超 4/100以下の部分 | → | 80/100 |
| ③ 収入見込額の 4/100超の部分 | → | 90/100 |



例: 普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ①(20億円の50%) + ②(20億円の80%) + ③(残り60億円の90%) = 計80億円

4



- ### 1. 災害救助法とは何か ④法の基本原則
- I 平等の原則**
- ・ 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差し伸べなければならない。
- II 必要即応の原則**
- ・ 応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。
- III 現物給付の原則**
- ・ 法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての法による救助は、現物をもって行うことを原則としている。
- IV 現在地救助の原則**
- ・ 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現在地において実施することを原則としている。
 - ・ 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
- V 職権救助の原則**
- ・ 応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を実施する。
- 6

1. 災害救助法とは何か ⑤災害救助基金の概要

1. 目的

- 都道府県は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

2. 基金の積立方法

- 前年度の前3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てることが原則。
- 都道府県は、各年度における基金の積立状況について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報を提供しなければならない。

3. 基金から支出することができる費用

- 基金から支出することができる費用
 - ① 法による救助に要した費用
 - ② 法による給与品の事前購入に必要な費用(基金による備蓄物資)
 - ③ 基金の管理に必要な費用(※)
- ※ 基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。
- 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

4. 基金による備蓄物資

- 基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。
具体例:食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品(※)等
※ 要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用器具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能。
- 救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。
- 基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

7

2. 災害救助法の適用に当たって ①適用基準(災害救助法施行令)

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項第2号)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500	5,000人以上 15,000人未満	20
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000	15,000人以上 30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上 50,000人未満	30
		50,000人以上 100,000人未満	40
		100,000人以上 300,000人未満	50
		300,000人以上	75

8

(3)当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段)

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

(4)災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること(令第1条第1項第3号後段)

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第1条)

2. 生命・身体への危害が生じた場合(いわゆる「4号基準」)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)
- ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

9

2. 災害救助法の適用に当たって ②法適用の判断

1. 法適用判断の背景

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
- 国(内閣府防災)からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

2. 住家被害(1～3号基準)による判断の背景

- 市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、適用の判断がしやすい反面、住家被害の確定には一定の期間を要するため、発災後ただちに適用判断することが困難。

3. 生命・身体への危害(おそれを含む)(4号基準)による判断の背景

- 発災後の迅速な適用が可能であるが、客観的な基準があるわけではないことから、被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向がある。

法適用判断に当たっては

- 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべき。
- 法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織(環境)づくりが重要。

10

2. 災害救助法の適用に当たって ③法適用の状況（令和元年度以降）

（令和元年度以降）

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年度	8月28日	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	4号
	9月12日	9月9日	令和元年台風第15号（停電）	千葉県	千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、鎌子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑛市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町	4号
	9月24日	9月8日	令和元年台風第15号	東京都	大島町	1号
	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号	岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町	4号
	10月13日	10月12日		宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、町七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	
	10月12日	10月12日		福島県	郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、鏡石町、天栄村、桧枝岐村、只見町、南会津町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、境町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準	
令和元年度	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号	福島県	福島市、会津若松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、下郷町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、矢吹町	4号	
	10月12日			茨城県	日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、常陸大宮市、桜川市、城里町、大子町	4号	
	10月13日				水戸市、土浦市、結城市、常総市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市		
	10月14日				神栖市、茨城町		
	10月19日			古河市、下妻市、銚田市、つくばみらい市、大洗町、八千代町、境町	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	
	10月12日			那須烏山市		1号	
	10月16日			小山市		2号	
	10月17日			下野市、上三川町、茂木町、市貝町、壬生町	群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、みなかみ町、千代田町、邑楽町	4号
	10月19日			伊勢崎市、榛東村、玉村町、大泉町			
	10月12日			熊谷市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町			
	10月13日			さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、鶴ヶ島市、三芳町、上里町			
	10月19日			春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、八潮市、ふじみ野市			

第1編 法令・制度
法令-3 災害救助法の概要

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年度	10月12日	10月12日	令和元年台風第19号	東京都	豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、日野市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	4号
	10月13日				墨田区、世田谷区	
	10月19日				大田区、調布市、狛江市	
	10月12日			神奈川県	川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村	
	10月13日			新潟県	上越市、糸魚川市、妙高市	
	10月12日			山梨県	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	
	10月12日			長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、辰野町、郡宮田村、木曾町、麻績村、生坂村、筑北村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、飯綱町、栄村	
10月14日	10月12日	長野県	塩尻市、諏訪郡原村、野沢温泉村			
			静岡県	伊豆の国市、函南町	1号	
令和2年度	7月29日	7月28日	令和2年7月3日からの大雨	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町	4号
	7月8日	7月8日		長野県	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下條村、売木村、上松町、南木曾町、王滝村、大桑村、木曾町	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和2年度	7月8日	7月8日	令和2年7月3日からの大雨	岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市	4号
	7月15日	7月13日		鳥根県	江津市	
	7月7日	7月6日		福岡県	大牟田市、八女市、みやま市	
	7月8日			久留米市		
	7月15日			佐賀県	鹿島市	
	7月4日	7月4日		熊本県	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	4号
	7月14日	7月6日			荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町	
	7月8日	7月6日		大分県	日田市、由布市、九重町、玖珠町	
	7月4日	7月4日		鹿児島県	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町	
	7月6日			鹿屋市、曾於市、志布志市		
	7月15日		垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町			
	10月10日	10月10日	令和2年台風第14号	東京都	三宅村、御蔵島村	4号
	12月17日	12月17日	令和2年12月16日からの大雪(交通障害)	新潟県	南魚沼市、湯沢町	4号
	1月7日	1月7日	令和3年1月7日からの大雪	秋田県	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村	4号
	1月10日	1月10日		新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市	4号
	1月10日	1月9日		富山県	砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市	4号
	1月10日	1月9日		福井県	福井市、あわら市、坂井市	4号
	1月10日	1月10日			大野市、勝山市	4号
	2月14日	2月13日		令和3年福島県沖を震源とする地震	福島県	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町、広野町、楡葉町、富岡町、浪江町、新地町
2月25日	2月23日	令和3年栃木県足利市における大規模火災(山林火災)	栃木県	足利市	4号	
3月4日	3月4日	令和3年新潟県糸魚川市における地滑り	新潟県	糸魚川市	4号	

第1編 法令・制度
法令-3 災害救助法の概要

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和3年度	4月2日	4月1日	島根県松江市における大規模火災	島根県	松江市	4号
	7月3日	7月3日	令和3年7月1日からの大雨	静岡県	熱海市	4号
	7月8日	7月7日		鳥取県	鳥取市	4号
	7月10日	7月10日		島根県	松江市、出雲市	4号
				鹿児島県	出水市、薩摩川内市、伊佐市、さつま町、湧水町	4号
	8月10日	8月10日	台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨	青森県	むつ市、七戸町、風間浦村	4号
	8月13日	8月12日	令和3年8月11日からの大雨	広島県	広島市安佐北区、安芸高田市、北広島町	4号
	8月14日				広島市（安佐北区除く全区）、三次市	
	8月14日	8月12日		島根県	江津市	4号
		8月13日			川本町、美郷町	4号
	8月14日	8月12日		福岡県	久留米市	4号
	8月18日	8月12日			八女市、みやま市	4号
	8月14日	8月12日		佐賀県	武雄市、嬉野市、大町町	4号
	8月17日	8月15日		長野県	岡谷市、諏訪市、辰野町、上松町、王滝村、木曾町	4号
	8月17日	8月12日		長崎県	雲仙市	4号
南島原市					4号	
9月6日	9月5日	令和3年長野県茅野市において発生した土石流		長野県	茅野市	4号
3月17日	3月16日	令和4年福島県沖を震源とする地震		宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亙理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	4号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和3年度	3月17日	3月16日	令和4年福島県沖を震源とする地震	福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	4号
令和4年度	7月16日	7月15日	令和4年7月14日からの大雨	宮城県	大崎市、松島町	4号
	8月3日	8月3日	令和4年8月3日からの大雨	山形県	米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、飯豊町	
	8月4日				寒河江市、大江町、小国町、白鷹町	
	8月4日	新潟県		村上市、胎内市、関川村		
	8月5日	8月4日		石川県	金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、川北町	
	8月5日	8月4日		福井県	南越前町	
	8月9日	8月9日		青森県	弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、外ヶ浜町、鯉ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町	
鹿児島県					鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	おそれ適用

第1編 法令・制度
法令-3 災害救助法の概要

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準	
令和4年度	9月18日	9月18日	令和4年台風第14号 (法第2条第2項適用)	福岡県	北九州市(救助実施市)、福岡市(救助実施市)、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、戸畑町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	おそれ適用
				熊本県	熊本市(救助実施市)、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、水川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町	
				長崎県	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	
				宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	
				佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	
				大分県	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準				
令和4年度	9月18日	9月18日	令和4年台風第14号 (法第2条第2項適用)	山口県	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	おそれ適用			
				高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町				
	9月29日 12月28日	9月23日	令和4年台風第14号	宮崎県	延岡市 都城市	1号			
				静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町	4号			
	12月19日 12月20日 12月20日	12月19日 12月19日 12月20日	令和4年12月17日からの大雪 (交通障害等)	新潟県	柏崎市 長岡市、小千谷市 魚沼市				
				12月23日 12月24日 12月24日	12月23日 12月22日 12月23日		令和4年12月22日からの大雪 (長期停電)	北海道	北見市、紋別市、枝幸町、美幌町、斜里町、清里町、遠軽町、湧別町、興部町、雄武町
								新潟県	佐渡市 村上市
	12月31日	12月31日	令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れ	山形県	鶴岡市				
	1月25日	1月25日	令和5年1月24日からの大雪 (交通障害)	鳥取県	智頭町				
	令和5年度	5月5日	5月5日	令和5年石川県能登地方を震源とする地震	石川県		輪島市、珠洲市、能登町	4号	
6月3日		6月2日	令和5年梅雨前線による大雨 及び台風第2号	静岡県	磐田市		4号		
				埼玉県	草加市、越谷市、松伏町	4号			
6月5日		6月2日		茨城県	取手市	1号			
	和歌山県			海南市	1号				

第1編 法令・制度
法令-3 災害救助法の概要

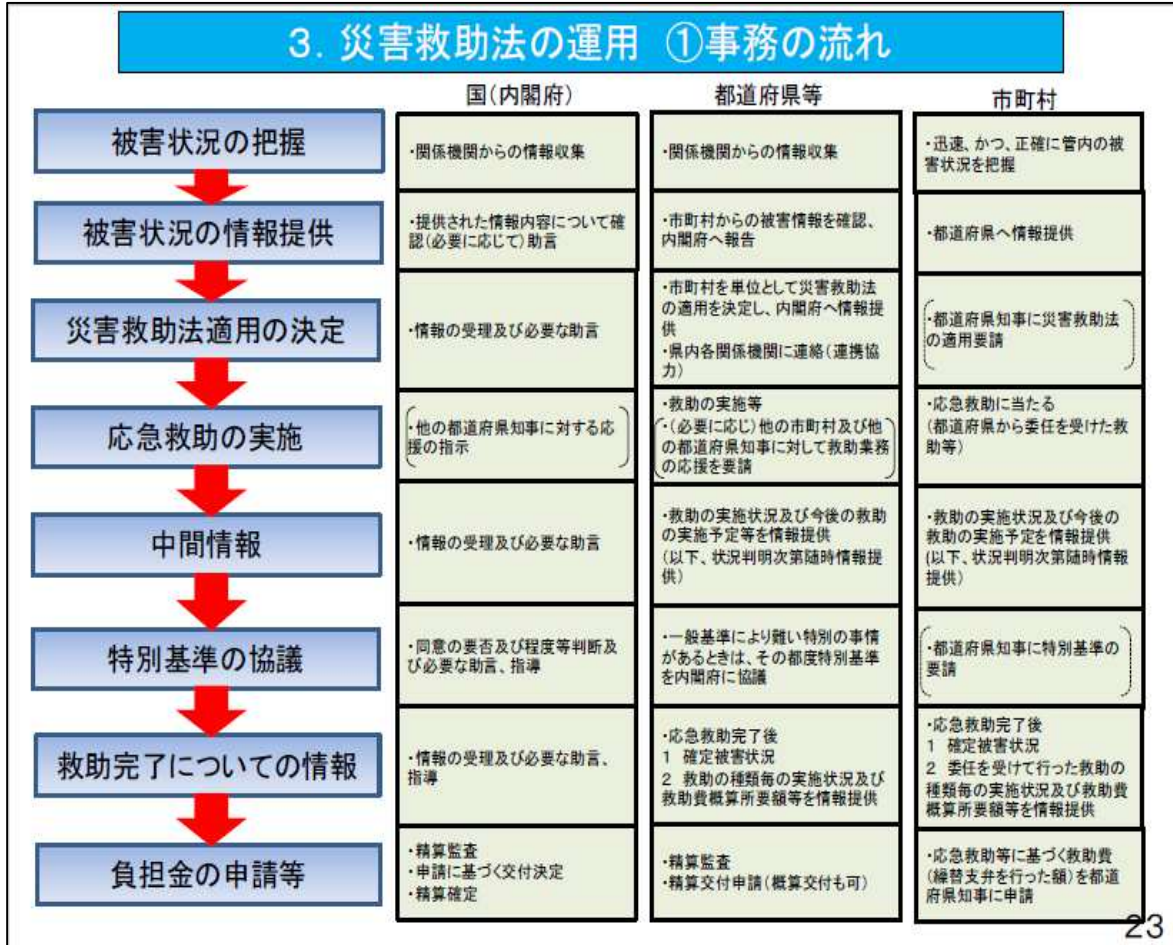
年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準	
令和5年度	7月1日	6月30日	令和5年6月29日からの大雨	山口県	山口市、美祿市	4号	
	7月8日	7月8日		島根県	出雲市		
	7月10日	7月8日		佐賀県	佐賀市、唐津市、伊万里市		
	7月10日	7月8日		大分県	中津市、日田市		
	7月10日	7月8日		令和5年7月7日からの大雨	福岡県	久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、筑前町、東峰村、広川町、添田町	4号
	7月13日	7月12日			富山県	富山市、高岡市、小矢部市、南砺市	4号
	7月15日	7月14日			秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	4号
	7月15日	7月14日			青森県	深浦町	4号
	8月8日	7月12日	石川県	津幡町	1号		
	8月4日	8月1日	令和5年台風第6号 (停電)	沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、今帰仁村、本部町、恩納村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、中城村、西原町、南風原町、大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町	4号	
	8月5日				豊見城市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、北谷町、北中城村、与那原町、渡嘉敷村、座間味村	4号	
	8月15日	8月14日	令和5年台風第7号	京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市	4号	
	8月15日	8月15日	兵庫県	香美町	4号		
	8月15日	8月15日	令和5年台風第7号	鳥取県	鳥取市、三朝町	4号	
	8月16日	8月15日			八頭町	4号	
	9月8日	9月8日	令和5年台風第13号	千葉県	茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町	4号	
福島県				いわき市	4号		
茨城県				日立市、高萩市、北茨城市	4号		
福島県				南相馬市	4号		

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和5年度	1月1日	1月1日	令和6年能登半島地震	富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町	4号
				石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	
				福井県	福井市、あわら市、坂井市	
1月24日	1月24日	令和6年1月23日からの大雪 (交通障害)	岐阜県	関ヶ原町		
令和6年度	7月10日	7月9日	令和6年7月9日からの大雨	島根県	出雲市	4号
	7月25日	7月25日	令和6年7月25日からの大雨	山形県	鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、庄内町、遊佐町	
				秋田県	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村	
	7月26日			山形県	舟形町、三川町	
				秋田県	上小阿仁村	
	8月28日	8月28日	令和6年台風第10号 (法第2条第2項適用)	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	おそれ 適用
					宮崎県	
大分県					大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	

第1編 法令・制度
法令-3 災害救助法の概要

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準	
令和6年度	8月29日	8月28日	令和6年台風第10号 (法第2条第2項適用)	福岡県	久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小都市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町	おそれ 適用	
		8月29日		静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町		
	8月30日			愛知県	豊橋市、岡崎市、豊川市、津島市、豊田市、大山市、小牧市、新城市、高浜市、田原市、東郷町、豊山町、蟹江町、飛鳥村、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村		
	8月28日	8月27日		愛知県	蒲都市		4号
	8月30日	8月30日		神奈川県	平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、湯河原町		4号
	8月31日	8月31日		岐阜県	大垣市、池田町		4号
	9月2日	8月29日		宮崎県	宮崎市		4号
	9月3日			静岡県	静岡市、焼津市、磐田市		4号
	9月4日	8月30日		静岡県	浜松市		4号
	9月4日	9月1日			熱海市		4号
	9月3日	8月28日		鹿児島県	屋久島町、龍郷町		4号
	9月4日	8月29日		福岡県	福津市		4号





23

3. 災害救助法の運用 ②各救助項目ごとの概要(令和元年度)

(1) -1 避難所の設置

	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり 330円以内	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- あらかじめ指定した避難所だけでなく、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。
- 要配慮者向けに福祉避難所(次頁参照)を設置することも可能であること。
- 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。
- 設置期間の長期化が予測されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善等を速やかに講じること。
- 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。

※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月策定、平成28年4月改定)
「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月策定)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月策定)
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

24

(1)-2 福祉避難所の設置

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり 330円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後に福祉避難所として利用できること。
- 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。
- 福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。

※「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月策定)
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

25

((1) の参考) 避難所でできること (災害救助法の対象となるもの)

避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。
なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい。

主に食事に関すること

(温かく栄養バランスのとれた食事のために)

- 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ
- 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置 (一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意)
- 被災者用の弁当などの購入

主に生活環境の整備に関すること

- 窓材としての畳、カーベットのレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベッド等の購入
- 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)
- 被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与

主に衛生及び暑さ対策に関すること

- 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設ランドリー (洗濯機、乾燥機) 仮設トイレ、授乳室
- 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い
- 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)、氷柱や氷の購入

主に避難所の設置に関すること

- 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置
- 情報収集等のためのテレビ、テレビ等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)

26

(2)-1 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 5,714,000円以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長2年(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。(令和元年10月公布)

27

(2)-2 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	地域の実情に応じた額(実費)	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年(建設型応急住宅と同様)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

主な留意事項

- あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
- 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等(集会施設)を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。
- 「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」を改める。(令和元年10月公布)

28

(参考) 応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」及びその他適切な方法によるものに分類され、災害救助法に基づく応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。

応急仮設住宅については、**迅速な供与**ができるか、**コスト面の見合い**はどうか、**仕様の問題**等を勘案し、**地域の実情**に応じて被災者に供与されることが望ましい。

1. 建設型応急住宅
 例：プレハブ・木造など
 ※ 給排水配管、電気等の接続をしたもの



2. 賃貸型応急住宅
 (いわゆる、みなし仮設)
 例：民間賃貸住宅



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与している。

3. その他
 例：トレーラーハウス
 コンテナハウスなど



29

(3) 炊き出しその他による食品の給与

	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり 1,160円以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。
- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

30

(4) 飲料水の供給

	一般基準	備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 災害により現に飲料水を得ることができないかどうか救助の判断基準であるので、**住家の被害は問わない。**
- 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。
- **水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。**同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

31

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

	一般基準	備考
対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、**現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。**なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。
- 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
- この救助は、**見舞制度ではない**ので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

32

<別記> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。
この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

33

(6)-1 医療及び助産【医療】

	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療(施術)(注)を行うことができる。	(注)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。
- 患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

34

(6)一2医療及び助産【助産】

	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	救護班: 使用した衛生材料費等の実費 助産師: 慣行料金の100分の80以内の額	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療(産婦人科)が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。
- 本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

35

(7)被災者の救出

	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から3日(72時間)以内(死体の捜索の場合は10日以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としており、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。
- いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しようとする状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。
- 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。
- 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうとを問わない。

36

(8)住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」

	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

37

(8)住宅の応急修理「準半壊」

	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が準半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害(=損害割合)が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 300,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 令和元年10月23日公布・施行(令和元年の災害から適用となる。)(令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む)
- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。
- なお、一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

38

(9)学用品の給与

一 般 基 準			
対象者	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	対象経費	①教科書及び正規の教材 学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等
費用の限度額	①教科書、正規の教材:実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品: 小学校児童 4,500円以内 中学校生徒 4,800円以内 高等学校等生徒 5,200円以内		②文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材:1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品:15日以内		③通学用品 傘、靴、長靴等
			④その他の学用品 運動靴、体育着、カステネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。
- この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

39

(10)埋葬

	一 般 基 準	備 考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人(12歳以上): 215,200円以内 小人(12歳未満): 172,000円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。
- 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病氣等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱って差し支えない。
- 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

40

(11)死体の搜索・処理

※「死体の搜索」については、「(7)被災者の救出」を参照

	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時:通常の実費 上記が利用出来ない場合: 1体当たり5,400円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案:救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から10日以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体のある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
- 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。
- 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

41

(12)障害物の除去

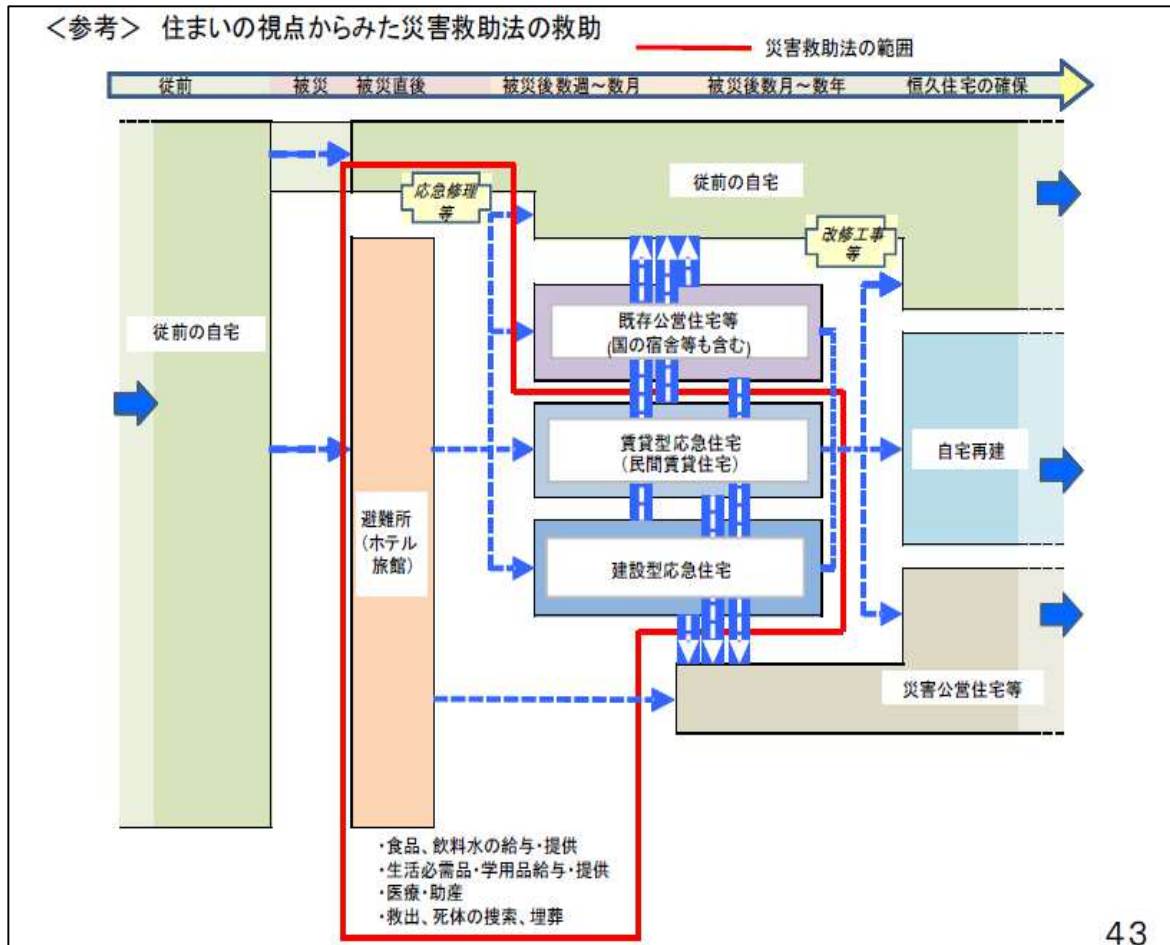
	一般基準	備考
対象者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 137,900円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「**応急仮設住宅の供与**」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

42



43

3.災害救助法の運用

③災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について

住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法
全壊	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	応急仮設住宅の供与 基礎支援金 100万円 ※半壊解体等含む 加算支援金 建設・購入200万円 補修 100万円 賃貸 50万円
大規模半壊	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	基礎支援金 50万円 ※併給不可 応急仮設住宅は元の住家に住めなくなった方に仮住まいを提供するものであり、元の住家で住むための支援との併給はない。
半壊	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	住宅の応急修理 (59万5千円以内)
床上浸水	生活必需品の供与 (被服・寝具等) 学用品の給与 障害物の除去 (13万7千9百円以内)	※併給不可 応急仮設住宅は元の住家に住めなくなった方に仮住まいを提供するものであり、元の住家で住むための支援との併給はない。
「一部損壊 (準半壊)」 (仮称)	(損害割合10%以上20%未満) 住宅の応急修理 (30万円以内)	
住家被害にかかわらず実施可能な救助	避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の搜索・処理 埋葬	

44

法令-4 香南市消防団員等公務災害に対する補償条例

○香南市消防団員等公務災害に対する補償条例

平成18年3月1日

条例第205号

(目的)

第1条 この条例は、香南市の消防団員等特別職の職員（以下「職員」という。）が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害又は傷病となった場合において、その者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害のうち高知縣市町村総合事務組合及びその他補償諸規定の適用を受け、なお実際の補償額に足りない場合において補償することを目的とする。

(補償の限度)

第2条 前条の職員に対する補償は、補償に関する諸規定の適用を受け、なお実際の損害に足りないとき、その差額の範囲内において補償することができる。

第3条 補償の額は、職員及びその遺族又は被扶養者の生活状態、収入の実態その他を勘案し決定するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族の範囲及び順位については、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の消防団員等公務災害に対する補償条例（昭和40年香我美町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

法令-5 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

平成18年3月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定に基づき、同法第65条第1項の規定又は同条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償について定めるものとする。

(損害補償の種類)

第2条 前条の損害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 障害補償
 - ア 第1種損害補償
 - イ 第2種損害補償
- (4) 遺族補償
- (5) 葬祭補償

(補償基礎額)

第3条 前条に規定する損害補償（療養補償を除く。）は、補償基礎額を基礎として行う。

2 前項の補償基礎額は従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日前1年間におけるその者が得た収入の平均月額に応じて別表第1に定める額とする。

3 次の各号のいずれかに該当するもので従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは、診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として従事者の扶養を受けていたものを扶養親族とし扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に第1号に該当する者については20円を第2号から第5号までのいずれかに該当する者については1人につき13円（満18歳未満の子のうち1人については、20円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 満18歳未満の子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満18歳未満の弟妹

第1編 法令・制度

法令-5 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(5) 障害、重度障害、心身障害、重度心身障害者

(療養補償)

第4条 従事者が応急措置の業務に従事したことにより負傷し又は疾病にかかった場合においては、療養補償として、当該従事者に対して、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(療養及び療養費の支給)

第5条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって療養上相当と認められるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送

2 市は、その経営する医療機関若しくは薬局又は市長がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において前項第1号から第4号までの療養を行う。

3 前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると、市長が認めたとき、従事者が前項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の医療機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると、市長が認めたとき、又は従事者が第1項第5号若しくは第6号の療養を受けた場合において、市長が必要と認めたときは、健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ9第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養に要する費用の算定に関する基準（当該基準がない場合にあっては現に要した費用）の範囲内で、その必要な療養の費用を当該従事者に支払う。

(休業補償)

第6条 従事者が応急措置の業務に従事したことにより、負傷し又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、休業補償として当該従事者に対してその収入を得ることができない期間1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第7条 従事者が応急措置の業務に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかり、なおった場合において別表第2に定める程度の身体障害が存するときは、当該従事者に対して同表に定める第1級から第3級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第1種障害補償として当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第4級から第14級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第2種障害補償として、同表に定める障害の等級に応

第1編 法令・制度

法令-5 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

じ、補償基礎額に同表に定める障害の等級に応じ補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表第2に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち従事者に最も有利なものによる。

(1) 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の1級上位の等級

(2) 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の2級上位の等級

(3) 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には、前項の規定による等級の3級上位の等級

(4) 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による等級が第3級以上になる場合は、この限りでない。

(5) 既に身体障害のある従事者が応急措置の業務に従事したことによる負傷、疾病又は障害によって同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の身体障害の等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める金額を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。

ア その者の加重前の身体障害の等級が第3級以上である場合 その者の加重前の身体障害の等級に応ずる第1種障害補償の金額

イ その者の加重前の身体障害の等級が第4級以下であり、かつ、加重後の身体障害の等級が第3級以上である場合 その者の加重前の身体障害の等級に応ずる第2種障害補償の金額を13で除して得た金額

ウ その者の加重後の身体障害の等級が第4級以下である場合 その者の加重前の身体障害の等級に応ずる第2種障害補償の金額

(6) 第1種障害補償を受ける者の当該身体障害の程度に変更があったため、新たに別表第2中の他の等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は行わない。

(遺族補償)

第8条 従事者が応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合においては、遺族補償として、当該従事者の遺族に対して、補償基礎額の1,000倍に相当する金額を支給する。

(遺族の範囲等)

第9条 遺族補償を受けることができる従事者の遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

第1編 法令・制度

法令-5 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(2) 子、父母、孫及び祖父母で従事者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げるもののうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者が遺言又は市長に対する予告で第1項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の方が2人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によって等分して行う。

(葬祭補償)

第10条 従事者が応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(補償の分割)

第11条 第2種障害補償又は遺族補償を受けるべき者が希望する場合においては、第7条及び第8条の規定にかかわらず、補償基礎額に別表第3に定める倍数を乗じて得た金額を6年にわたって毎年支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給をする場合における第2回以後の支給は、毎年第1回の支給を行った月に相当する月に行う。

3 第1項の規定により、補償の分割支給を開始した後、第2種障害補償又は遺族補償を受けるべき者が希望する場合においては、既に支払った補償が何年分であるかの区別に応じ、別表第4に掲げる倍数を補償基礎額に乗じて得た額を、その残額を支給する月の翌月から次の分割支給を行うべきであった月までの月数について、1月2厘5毛の割合で割り引いた額を一時に支給することができる。

(休業補償及び障害補償の例外)

第12条 従事者が応急措置の業務に従事した事により、負傷し、又は疾病にかかった場合において、当該負傷又は疾病が当該従事者の重大な過失によるものであるときは、第6条及び第7条の規定にかかわらず、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、休業補償又は障害補償の金額から、休業補償にあつては、その補償の金額の100分の50に相当する金額を、障害補償にあつてはその補償の金額の100分の30に相当する金額を、それぞれ減じて支給する。

第1編 法令・制度

法令-5 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(補償の免責及び求償権)

第13条 香南市は損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責めを免かれる。

2 香南市は損害補償の原因である死亡、負傷若しくは、疾病又は障害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、損害補償の責めを免かれる。

3 香南市は、損害補償の原因である死亡、負傷若しくは疾病又は障害が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を行ったときは、その価額の限度において、損害補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(審査の請求)

第14条 香南市の行う従事者の死亡、負傷若しくは疾病又は障害が応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について異議のある者は、市長に対して、審査の請求をすることができる。

(委任)

第15条 この条例に規定するもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年香我美町条例第187号)、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年夜須町条例第84号)又は災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年吉川村条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1～第4(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令別表第1～第4に同じ)

法令-6 香南市防災行政無線の設置及び管理に関する条例

○香南市防災行政無線の設置及び管理に関する条例

平成18年3月1日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、香南市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 電波法（昭和25年法律第131号）に基づき、香南市の災害の予防、被害の拡大防止、災害の応急対策及び復旧等に当たるため防災上必要な情報の収集、伝達、指示等を迅速かつ的確に実施し、防災体制を強化するとともに、行政の効率的推進並びに広報活動を活発にし、住民の福祉の増進に資することを目的として防災行政無線を設置する。

(無線局の名称)

第3条 無線局の名称は、次のとおりとする。

- (1) 香我美防災無線施設は「ぼうさいこうなんしかがみ」と称する。
- (2) 夜須防災無線施設は「ぼうさいこうなんしやす」と称する。
- (3) 吉川防災無線施設は「ぼうさいこうなんしよしかわ」と称する。

(構成)

第4条 防災行政無線は、次の施設で構成する。

- (1) 防災行政無線（固定系）施設
- (2) 地域防災無線施設

(業務)

第5条 各施設の業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 防災行政無線施設（固定系）
 - ア 災害に関する情報の収集及び伝達
 - イ 市の公示事項及び広報事項の伝達
 - ウ その他市長が必要と認める事項の周知・伝達
- (2) 地域防災無線施設
 - ア 災害に関する情報の収集及び伝達
 - イ その他市長が必要と認める事項の周知・伝達

(業務区域)

第6条 防災行政無線の業務を行う区域は、香南市の全域とする。ただし、隣接市町村との相互応援協定に基づく場合は、この限りではない。

第1編 法令・制度

法令-6 香南市防災行政無線の設置及び管理に関する条例

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の吉川村防災行政無線の設置及び管理に関する条例(平成11年吉川村条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

法令-7 補助を受ける災害復旧事業

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路、港湾の復旧
公立学校施設災害復旧事業費負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設等の復旧
感染症予防法	感染症予防事業、感染症指定医療機関災害復旧事業
廃棄物の処理及び掃除に関する法律	災害廃棄物
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

法令-8 香南市災害弔慰金の支給等に関する条例

○香南市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年3月1日

条例第108号

改正 平成23年12月20日条例第31号

改正 令和元年7月4日条例第34号

改正令和元年12月23日条例第63号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡の当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母

第1編 法令・制度

法令-8 香南市災害弔慰金の支給等に関する条例

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

第1編 法令・制度

法令-8 香南市災害弔慰金の支給等に関する条例

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

第1編 法令・制度

法令-8 香南市災害弔慰金の支給等に関する条例

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年赤岡町条例第21号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年香我美町条例第13号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年野市町条例第91号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年夜須町条例第9号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年吉川村条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年12月20日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香南市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

法令-9 香南市災害復旧事業等分担金に関する条例

○香南市災害復旧事業等分担金に関する条例

平成18年3月1日

条例第162号

(趣旨)

第1条 この条例は、農地等に係る災害復旧事業及び防災対策に係る事業に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金（以下「分担金」という。）を徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 分担金の徴収の対象となる事業（以下「事業」という。）は、市が行う農地等に係る災害復旧事業及び防災対策に係る事業とする。

(対象者)

第3条 分担金の徴収の対象となる者は、当該事業により利益を受ける者（以下「受益者」という。）とする。

(分担金等の徴収)

第4条 分担金は、事業の施行に係る当該年度において、受益者から徴収する。

(分担金の額)

第5条 前条の規定により徴収する当該年度の分担金の総額は、当該事業に要する経費のうち国又は県から交付を受けた補助金の額を除いたものを超えない範囲内において市長が定める。

(分担金の賦課)

第6条 分担金の賦課期日は、当該事業着手の日とし、その日における受益者に対し賦課する。

(分担金の決定通知)

第7条 市長は、第5条の規定により分担金の額を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額、納付期限等を当該受益者に通知するものとする。

(分担金の徴収延期)

第8条 市長は、天災その他特別の事情がある場合に限り、分担金の徴収を延期することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

制度-1 経済・生活面の支援制度

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	市町村

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																											
支援の種類	給付																																											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、次のとおりです。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) 																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合50%以上)</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④大規模半壊 (損害割合40%台)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊 (損害割合30%台)</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>		基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円	
	基礎支援金	加算支援金		計																																								
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																										
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																								
		補修	100万円	200万円																																								
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																								
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																								
		補修	100万円	150万円																																								
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																								
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円																																								
		補修	50万円	50万円																																								
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																								
	<ul style="list-style-type: none"> ●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。 																																											
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等 ●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 																																											
お問い合わせ	都道府県、市町村																																											

※「被災者生活再建支援制度」については、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」が令和2年12月4日に施行されたため、最新の制度内容を掲載しています。

制度の名称	災害援護資金																														
支援の種類	貸付（融資）																														
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="443 456 1331 1133"> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: yellow;">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.0%(据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年以内（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以内（据置期間を含む）</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.0%(据置期間中は無利子)		据置期間	3年以内（特別の場合5年）		償還期間	10年以内（据置期間を含む）	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																														
	ア 当該負傷のみ		150万円																												
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																												
	ウ 住居の半壊		270万円																												
	エ 住居の全壊		350万円																												
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																														
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																												
	イ 住居の半壊		170万円																												
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																												
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																													
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.0%(据置期間中は無利子)																														
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																														
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																														
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1" data-bbox="443 1413 1331 1727"> <thead> <tr> <th style="background-color: yellow;">世帯人員</th> <th style="background-color: yellow;">市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																														
1人	220万円																														
2人	430万円																														
3人	620万円																														
4人	730万円																														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																														
お問い合わせ	市町村																														

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	<p>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用（福祉費（災害援護費）」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>■緊急小口資金</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> <p>■福祉費（災害援護資金）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> <p>●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付けの日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円（目安）																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）																
活用できる方	<p>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯</p> <p>●災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</p>																
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会																

第1編 法令・制度
制度-1 経済・生活面の支援制度

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所

制度の名称	年金担保貸付、労災年金担保貸付						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td>次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ (http://hp.wam.go.jp/guide/nenkin/tabid/249/Default.aspx) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍以内 ・各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）						
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など						
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構 電話03-3438-0224（厚生年金、労災年金等）						

制度の名称	恩給担保貸付					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容	●恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。					
	●貸付限度額等は次のとおりです。					
	貸付限度額	<table border="1"> <tr> <td>恩給</td> <td>250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内</td> </tr> <tr> <td>共済年金</td> <td>250万円以内、ただし共済年金の年額の1.4年分以内（生活費は100万円以内）</td> </tr> </table>	恩給	250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内	共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の1.4年分以内（生活費は100万円以内）
	恩給	250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内				
共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の1.4年分以内（生活費は100万円以内）					
対象経費	住宅などの資金や事業資金					
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要					
	<p>※1 金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。</p> <p>※2 共済年金による融資の貸付限度額は、年額の1年分以内になるまで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行います。</p>					
活用できる方	●恩給等の受給者の方が対象です。					
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店にお問い合わせください 沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1798（沖縄に住所を有する方）					

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）	
支援の種類	現物支給	
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。	
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学生、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。	
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村	

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業	
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与	
制度の内容	●被災により、特別支援学校等への就学が経済的に困難となった幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。	
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯	
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校	

制度の名称	小・中学生の就学援助措置	
支援の種類	給付・還付	
制度の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。	
活用できる方	●災害による経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。	
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校	

第1編 法令・制度
 制度-1 経済・生活面の支援制度

制度の名称	高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	高校生等奨学給付金
支援の種類	給付
支援の内容	●低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象となります。
活用できる方	●都道府県が家計急変による経済的理由から住民税非課税世帯に相当すると認める方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、学校

制度の名称	高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）
支援の種類	減免・給付
制度の内容	●住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。
活用できる方	●通常は、前年度の課税標準額により審査を行います。災害等の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査し、所得要件等を満たした方が対象です。
お問い合わせ	給付型奨学金について、在籍する各学校（奨学金の担当の窓口） 又は日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 授業料等減免について、在籍する各学校（授業料担当の窓口）

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	国の教育ローン				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。				
	<table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> </table>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内				
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等				

第1編 法令・制度
 制度-1 経済・生活面の支援制度

	保証人等 (公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要 ※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)あり
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656 沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1798(沖縄に住所を有する方)

制度の名称	緊急採用奨学金
支援の種類	貸与
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校(奨学金担当窓口)

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	市町村

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(個人住民税、固定資産税、自動車税など)について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	都道府県、市町村(税務課など)

第1編 法令・制度
 制度-1 経済・生活面の支援制度

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	税務署

第1編 法令・制度
 制度-1 経済・生活面の支援制度

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
	介護保険料及び窓口負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
活用できる方	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。	
お問い合わせ	健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口	

制度の名称	国民年金保険料の免除等
支援の種類	免除・納付猶予
制度の内容	●災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合があります。
活用できる方	●被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方が対象です。
お問い合わせ	市町村の国民年金担当窓口、年金事務所

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	都道府県、市町村の障害福祉担当窓口

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。
	●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_1.html
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077(ビデオ) 利用できない場合は 050-3786-5003

制度の名称	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
制度の内容	●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。 （注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 ・財産の一部を、ローンの支払いに充てず、手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
活用できる方	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。
お問い合わせ	●ローンの借入先にお問い合わせください。

制度の名称	生活保護										
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与										
制度の内容	●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 生活扶助額の例（令和2年10月）										
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">香南市（3級地2）</th> </tr> <tr> <td>3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>137,860円</td> </tr> <tr> <td>高齢者世帯（68歳）</td> <td>65,200円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>104,790円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td> <td>166,590円</td> </tr> </table>	香南市（3級地2）		3人世帯（33歳、29歳、4歳）	137,860円	高齢者世帯（68歳）	65,200円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	104,790円	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	166,590円
香南市（3級地2）											
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	137,860円										
高齢者世帯（68歳）	65,200円										
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	104,790円										
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	166,590円										
	※冬季加算、その他加算あり。 ※世帯の収入等により、実際の給付額は異なります。										
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。										
お問い合わせ	都道府県、市町村										

制度の名称	生活困窮者自立支援制度
支援の種類	サービス、給付、現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉事務所を設置する地方公共団体の相談窓口において、様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うものです。 ・自立相談支援事業 相談者の抱えている課題を適切にアセスメントした上で、自立に向けた支援計画を作成し、伴走型の支援を行います。 ・住居確保給付金の支給 離職により住居を失った方等に対し、就職活動を支えるため、一定期間にわたり家賃相当額を支給します。 ・就労準備支援事業 就労に向けて準備が必要な方を対象に、生活習慣や社会参加能力の形成・改善を図りつつ、就労に必要な知識、意欲の向上に向けて、最長1年間の集中的な支援を行います。 ・家計改善支援事業 家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援を行います。 ・一時生活支援事業 住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。 ・子どもの学習・生活支援事業 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通して、子どもの将来の自立に向けたきめ細かな支援を行います。 ・認定就労訓練事業 民間事業者の自主的な取組みとして、雇用による就業を継続して行うことが困難な方を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
活用できる方	●生活に困窮する方（一部の事業の利用には年齢や資産・収入に関する要件があります）
お問い合わせ	最寄りの自立相談支援機関（都道府県、市町村） ・自立相談支援機関窓口情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。

	<ul style="list-style-type: none"> ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 (1) 使用者が、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●労働基準監督署 (所在地ご案内 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html) ●独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話044-431-8663

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付・還付、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/inzaikaihatsu/hellotraining_top.html</p>
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが

第1編 法令・制度
 制度-1 経済・生活面の支援制度

	必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	<p>●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。</p> <p>また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。</p> <p>【求職活動支援費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費、宿泊料）を、面接等又は公共職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用する場合に求職活動関係役員利用費を支給。</p> <p>【移転費】 就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費、移転料、善後手当）を支給。</p> <p>【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40日を限度） ・通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 <p>※ その他、就職が困難な失業者等作業環境に適應させる職場適應訓練を実施した事業主に対して職場適應訓練費が支給される。</p>
活用できる方	●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局、都道府県

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供
支援の種類	サービス
制度の内容	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。
活用できる方	●利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 ●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ●法テラス各地方事務所 https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html （PC・スマートフォン）

制度の名称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度
支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）
制度の内容	<p>日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ● 裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ● 裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）
活用できる方	<p>次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。</p> <p>※法律相談援助の場合は（1）と（3）、代理援助と書類作成援助の場合は（1）から（3）のいずれも満たす必要があります。</p> <p>（1）資力が一定額以下であること 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。</p> <p>① 月収が一定額以下であること 単身者 182,000円以下（200,200円以下） 2人家族 251,000円以下（276,100円以下） 3人家族 272,000円以下（299,200円以下） 4人家族 299,000円以下（328,900円以下） ※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。 ※5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます（東京都特別区については、別途定めあり。） 単身者／41,000円 2人家族／53,000円 3人家族／66,000円 4人家族以上／71,000円</p> <p>② 保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）、次の基準を満たす必要があります。 単身者／180万円以下 2人家族／250万円以下 3人家族／270万円以下 4人家族／300万円以下 ※3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。</p> <p>（2）勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。</p> <p>（3）民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 ● 法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ● 法テラス各地方事務所 https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html （PC・スマートフォン）

制度-2 住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません*。 ※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">融資限度額（※1）</th> <th style="width: 35%;">返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取得資金なし</td> <td>2,700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金あり</td> <td>3,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (https://www.hf.go.jp/loan/yushi/info/saigaihtml) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり	3,700万円
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）							
土地取得資金なし	2,700万円	35年							
土地取得資金あり	3,700万円								
活用できる方	ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。								
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850								

制度の名称	災害復興住宅融資（購入）
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません*。 ※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,700万円</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.ihf.go.jp/ban/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	3,700万円	35年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
3,700万円	35年				
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが出来ます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,200万円</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.ihf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	1,200万円	20年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
1,200万円	20年				
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） ※ フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※ （参考）住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120-086-353

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-bottom: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	250万円（目安）								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯								

	●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年</td> </tr> </table>	貸付限度額	200万円以内	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	据置期間	6か月	償還期間	7年
貸付限度額	200万円以内								
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%								
据置期間	6か月								
償還期間	7年								
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。								
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所								

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 <p>住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかの方</p> <p>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。</p>
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 <p>災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）</p>
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	地域優良賃貸住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅に入居することができます。
対象者	●以下の要件を満たす方が対象です。 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画等に定めるものであって、その所得が38万7千円以下のもの。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	障害物の除去（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。 ●障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。 ●障害物の除去の費用は、市町村内において行った1世帯当たりの平均が13万7,900円以内（令和元年10月基準）です。ただし、この費用の額以内で対応できない場合は、事前に都道府県から国へ協議を行うことができます。
活用できる方	●居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となります。 ●雪雪の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされる場合にも対象となります。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づく住宅の応急修理は、住宅が半壊（半焼）若しくは、準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は令和元年10月基準において1世帯あたり、 ① 大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内 ② 準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内 ●同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊及び準半壊」と記載されている方 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を

	受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨災害から、応急仮設住宅の入居が可能となりました。（入居期限は災害の発生の日から原則6ヶ月）
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	宅地防災工事融資				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 				
	<table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,190万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内</td> </tr> </table>	融資限度額	1,190万円	償還期間	20年以内
融資限度額	1,190万円				
償還期間	20年以内				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。 				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

制度の名称	地すべり等関連住宅融資	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 	
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。
	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。

	<p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取得資金なし</td> <td>2,700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金あり</td> <td>3,700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額	返済期間	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり	3,700万円
	融資限度額	返済期間							
土地取得資金なし	2,700万円	35年							
土地取得資金あり	3,700万円								
活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。								
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850								

制度の名称	住宅の耐震化事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●住宅の耐震性の向上等を図る事業です。
活用できる方	●住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修及び建替え等を行う方が対象です。 ※都道府県・市町村において、助成・補助する制度が設けられている場合のみ対象となります。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	長期優良住宅化リフォーム推進事業												
支援の種類	補助												
制度の内容	<p>●耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助します。</p> <p>●補助率は1/3で、補助限度額は以下の通りです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>リフォーム後の住宅の性能</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合</td> <td>100万円/戸(150万円/戸)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>長期優良住宅(増改築)認定を取得した場合</td> <td>200万円/戸(250万円/戸)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合</td> <td>250万円/戸(300万円/戸)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は、以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三世帯同居対応改修工事を実施する場合 ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合 ・既存住宅を購入し工事を実施する場合 		リフォーム後の住宅の性能	補助限度額	①	長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円/戸(150万円/戸)	②	長期優良住宅(増改築)認定を取得した場合	200万円/戸(250万円/戸)	③	②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円/戸(300万円/戸)
	リフォーム後の住宅の性能	補助限度額											
①	長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円/戸(150万円/戸)											
②	長期優良住宅(増改築)認定を取得した場合	200万円/戸(250万円/戸)											
③	②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円/戸(300万円/戸)											

第1編 法令・制度

制度-2 住まいの確保・再建のための支援

活用できる方	●本事業の要件を満たすリフォームを行う方 ※補助の申請は、本事業に登録されたリフォーム工事の施工業者または買取再販事業者
お問い合わせ	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 TEL 03-5229-7568 URL http://www.choki-r-shien.com/r2/index.html

制度の名称	地域型住宅グリーン化事業	
支援の種類	補助	
制度の内容	●省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の建設及び省エネ改修に対して補助を行っております。	
	●補助対象及び補助限度額は下記の通りです。	
	長寿命型	長期優良住宅の建設に要する費用（補助限度額：110万円）
	高度省エネ型	認定低炭素住宅または性能向上計画認定住宅の建設に要する費用（補助限度額：110万円）
	ゼロエネ住宅型	ゼロ・エネルギー住宅の建設に要する費用（補助限度額：140万円）
	省エネ改修型	外壁・窓等の改修、省エネ設備の設置による省エネ改修に要する費用（補助額：50万円）
活用できる方	●本事業の要件を満たす木造住宅の建設または省エネ改修を行う方 ※補助の申請は、本事業に参加している施工業者	
お問い合わせ	地域型住宅グリーン化事業評価事務局 TEL 03-3560-2886 URL https://chiki-gm.kennetserve.jp/ （お近くの参加工務店を検索できます。）	

制度の名称	リフォーム税制	
支援の種類	税制特例措置	
制度の内容	●国税の控除 所得税について、工事内容に応じて20万円～60万円程度の控除を受けることができます。	
	●地方税の減額 固定資産税について、工事内容に応じて一定割合（1/3～2/3）の減額を受けることができます。 ※詳細については、国土交通省ホームページの「住宅のリフォームに利用可能な税制特例」（ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html ）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。	
活用できる方	●耐震リフォーム、省エネリフォーム、バリアフリーリフォーム、長期優良住宅化リフォーム等を行い、一定の要件を満たす方が対象となります。	
お問い合わせ	国税の控除：税務署 地方税の減額：市区町村	

(参考) 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づき、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者に交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際の判断材料として活用されるものです。

罹災証明書により証明される住家の被害の程度としては、「全壊」、「半壊」等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき、それらの判定が行われます。

■被害認定基準

全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準する程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

詳細は、内閣府のホームページをご確認ください。<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

※「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」が令和2年12月4日に施行されたことに伴い、被害認定基準に「中規模半壊」を追加しております。

制度-3 農林漁業・中小企業・自営業への支援

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫では、農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。 ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ○漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●農林漁業者等
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1840

制度の名称	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 令和5年10月2日現在 1.20%
活用できる方	<p>以下の1及び2の要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会

制度の名称	生活衛生改善貸付
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>●生活衛生改善貸付制度は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。</p> <p>①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 令和2年11月1日現在1.21%</p>
活用できる方	<p>以下の1及び2の要件を満たす方</p> <p>1. 小規模事業者 常時使用する従業員が5人以下（旅館業及び興行場営業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主</p> <p>2. 生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>
お問い合わせ	最寄りの生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター

制度の名称	災害復旧貸付				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>1. 別に指定された災害により直接の被害を受けた方 2. 直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方</p> <p>災害復旧のための設備資金および長期運転資金 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。</p> <p>直接貸付 一指定災害につき、1億5千万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7千5百万円</p> <p>基準利率 (閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)</p> <table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>15年以内(うち据置期間2年以内)</td> </tr> <tr> <td>運転資金</td> <td>10年以内(うち据置期間2年以内)</td> </tr> </table> <p>● 担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。</p> <p>● 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>直接貸付 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。 代理貸付 日本公庫中小企業事業の代理店の窓口にお申し込みください。</p>	設備資金	15年以内(うち据置期間2年以内)	運転資金	10年以内(うち据置期間2年以内)
設備資金	15年以内(うち据置期間2年以内)				
運転資金	10年以内(うち据置期間2年以内)				
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等				
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1785				

制度の名称	高度化事業（災害復旧貸付）						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行います。 ●支援の内容は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>原則として貸付対象事業費の80%まで</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> ●詳しくは都道府県にご確認ください。 	貸付割合	原則として貸付対象事業費の80%まで	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	原則として貸付対象事業費の80%まで						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	●事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合が対象です。						
お問い合わせ	都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構						

制度の名称	セーフティネット保証4号
支援の種類	信用保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（1.0%以内）。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む） <ul style="list-style-type: none"> （イ）指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。 （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	信用保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できます。
活用できる方	災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）。
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。 ● 事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月(重度の障害者25,000円/月)が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日(重度の障害者1,000円/日)です。 ● 訓練期間は、6か月(中小企業及び重度の障害者に係る訓練は1年)以内です。短期の職場適応訓練については、2週間(重度の障害者に係る訓練は4週間)以内です。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 <ul style="list-style-type: none"> イ 職場適応訓練を行う設備があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

制度-4 安全な地域づくりへの支援

制度の名称	災害公営住宅の整備
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備等する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 ●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	既設公営住宅の復旧
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた既設公営住宅等（改良住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））や共同施設（集会所、管理事務所等）を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅等が滅失した場合の再建 2. 公営住宅等が損傷した場合の補修 3. 公営住宅等を再建するための宅地の復旧 ●既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	市街地再開発事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地再開発事業は、中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。 ●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。 ●基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となっております。
活用できる方	●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	宅地耐震化推進事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地などの変動予測調査及び防止対策を推進する事業です。 ●滑動崩落防止工事及び液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用が交付対象です。 ●排水工、アンカー工、擁壁工等の滑動崩落防止工事及び地下水位低下工法等の宅地と公共施設との一体的な液状化対策に要する費用が交付対象です。 ●規模や家屋数などの一定の要件を満たしていることが必要です。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室 TEL：03-5253-8402 FAX：03-5253-1587

制度の名称	住宅・建築物安全ストック形成事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅・建築物等の耐震性の向上を図る事業です。 ●住宅・建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修及び建替え等の他、ブロック塀・天井・エレベーター等の耐震化、土砂災害対策及びアスベスト対策に係る改修等が補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517 FAX：03-5253-1631 国土交通省住宅局建築指導課 TEL：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630

制度の名称	都市防災総合推進事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●防災上危険な市街地等において、地区レベルの防災性向上を図る事業です。 ●防災上危険な密集市街地等において、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の向上を図るために行う災害危険度判定調査や、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業が交付対象です。 ●避難地・避難路等の地区公共施設の整備、避難センター・津波避難タワー等の指定緊急避難場所の整備や耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の避難場所の機能強化などが交付対象です。 ●激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に支援するメニューがあります。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	国土交通省都市局都市安全課 TEL：03-5253-8401 FAX：03-5253-1587

制度の名称	土地区画整理事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。 ●調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費などが助成対象となっております。
活用できる方	●地方公共団体等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	街なみ環境整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。 ●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。
活用できる方	●地方公共団体、土地所有者等
お問い合わせ	国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517 FAX：03-5253-1631

制度の名称	住宅市街地基盤整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。 ●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地総合整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。 ●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517 FAX：03-5253-1631

制度の名称	住宅地区改良事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の整備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	小規模住宅地区改良事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の整備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	優良建築物等整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。 ●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。 ●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」「都市再構築型」「複数棟改修型」の5つのタイプがあります。 ●マンション再建に活用できます。
活用できる方	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	防災集団移転促進事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。 ●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の宅地等の買い取り、移転者の住居の移転費用、事業計画の策定に必要な経費などが補助対象となっております。 ●住宅団地について、10戸以上（災害ハザードエリアからの移転の場合には、5戸以上）かつ、移転しようとする住居の半数以上の戸数の規模であることが必要です。
活用できる方	●市町村（特別な場合は都道府県）

第1編 法令・制度

制度-4 安全な地域づくりへの支援

お問い合わせ	国土交通省都市局都市安全課 TEL：03-5253-8401 FAX：03-5253-1587
--------	---

制度の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●がけ崩れや出水等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の撤去費や動産移転費、仮住居費、新築する住宅の建設費、土地の取得費、敷地造成に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1/2です。
活用できる方	●市町村（原則として）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
制度の内容	●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は1/2です。
実施主体	●市町村
お問い合わせ	都道府県、市町村

(参考) (一財) 民間都市開発推進機構による支援制度

○まちづくりファンド支援事業

<制度の内容>

地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業を支援するため、民間まちづくり事業への出資、融資又は助成を行うまちづくりファンドに対して、(一財) 民間都市開発推進機構(以下、「民都機構」という。)が出資又は資金拠出による支援を行います。

(クラウドファンディング活用型)

民都機構と地方公共団体が共同で組成するファンドを通じて、クラウドファンディングを活用した民間まちづくり事業に助成等を行います。

(マネジメント型)

一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資するリノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、民都機構と地域金融機関が連携してファンドを立上げ、出資・融資等を行います。

○まち再生出資事業

<制度の内容>

市町村が定める都市再生整備計画等の区域において行われる公共施設(道路(歩道を含む)、広場、緑地等)の整備を伴う優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資等を行うことにより、立上げ支援を行います。

国土交通大臣の認定を受けた都市開発事業が対象となります。

○まちなか公共空間等活用支援事業

<制度の内容>

都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等(カフェ等も併せて整備)により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、低利貸付により事業の立ち上げ支援を行います。

○共同型都市再構築事業

<制度の内容>

市街化区域内等における①地域の生活に必要な都市機能(医療・福祉、商業等)の増進又は②都市の環境・防災性能の向上等に資する民間都市開発事業に対し、民都機構が当該事業の施行に要する費用の一部を負担する、又は公共公益施設等の持ち分を一定期間保有し、賃貸することにより、立上げ支援を行います。

本制度の詳細については、(一財) 民間都市開発推進機構にお問い合わせください。

URL : <http://www.minto.or.jp>

電話 : 03-5546-0797 (まちづくりファンド支援事業、まち再生出資事業、まちなか公共空間等活用支援事業に関すること)


03-5546-0787 (共同型都市再構築事業に関すること)


制度-5 相談窓口

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。 受付時間は平日午前9時から午後7時まで。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/index.html ・沖縄における相談窓口一覧 http://www.okinawakouko.go.jp/consultation/

相談窓口名	こころの健康相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県・指定都市の精神保健福祉センターでは、こころの健康についての相談を受け付けています。電話や面接等で相談ができます。自治体によって異なりますが、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師などの専門職が相談に対応しています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県・指定都市の精神保健福祉センター一覧 https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhoenter.html

相談窓口名	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●法テラス・サポートダイヤル 0570-078374  ●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ●法テラス各地方事務所 https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html （PC・スマートフォン）

相談窓口名	人権相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.iinken.go.jp/ （パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）  <ul style="list-style-type: none"> ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル）

相談窓口名	行政苦情110番
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●国の行政全般について、皆様の苦情や意見・要望を受け付けます。 また、「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに、被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供しています。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●全国共通番号 0570-090110 （月～金 8:30～17:15） ※各都道府県の総務省行政相談センター「きくみみ」につながります。なお、センターによって受付終了時間が異なります。 ※夜間・土日祝日は留守番電話対応 ※一部のIP電話では利用できない場合があります。その場合は、各センターの直通電話番号におかけください。 《総務省行政相談センター「きくみみ」の連絡先一覧》 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html 

第1編 法令・制度

制度-5 相談窓口

	<p>●特別行政相談所</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災者への速やかな情報提供、きめ細かな相談対応を行うため、適宜、被災地の市町村において「特別行政相談所」を開設しています。</p> <p>※特別行政相談所の開設日時、場所等については、上記の全国共通番号にお問い合わせください。</p>
--	--

相談窓口名	被災者見守り・相談支援事業
相談内容、概要等	●被災者が応急仮設住宅に入居する期間、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止のための見守り支援や日常生活上の相談を行った上で、各専門相談機関へのつなぎ等の支援を行います。
お問い合わせ	●都道府県、市町村

制度の名称	よりそいホットライン
支援の種類	サービス
制度の内容	●「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。
活用できる方	●生きにくさ、暮らしにくさを抱える人
お問い合わせ	0120-279-338

制度の名称	NHKふれあいセンター
支援の種類	サービス
制度の内容	<p>●放送受信料に関するお問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害免除に関するお問い合わせ ・住所変更等のご連絡 <p>●NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ</p> <p>https://www.nhk.or.jp/css/communication/calcenter.html</p>
活用できる方	●窓口にお問合せください。
お問い合わせ	<p>(災害免除に関するお問い合わせ)</p> <p>0570-077077 (9:00-18:00 年末年始を除く)</p> <p>上記電話番号がご利用にならない場合は、</p> <p>050-3786-5003 (9:00-18:00 年末年始を除く)</p> <p>(住所変更等のご連絡)</p> <p>0120-151515 (9:00-18:00 年末年始を除く)</p> <p>上記電話番号がご利用にならない場合は、</p> <p>050-3786-5003 (9:00-18:00 年末年始を除く)</p> <p>(NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ)</p> <p>0570-003434 (9:00-18:00 年末年始を除く)</p> <p>上記電話番号がご利用にならない場合は、</p> <p>東日本 050-3786-5005 (北海道、東北、関東、甲信越、東海・北陸)</p>

	西日本 050-3786-5006 (関西、中国、四国、九州)
--	---------------------------------

制度の名称	消費者ホットライン188
支援の種類	サービス
制度の内容	●消費者トラブルでお困りの方に、お近くの消費生活センター等の相談窓口をご案内します。 https://www.caa.go.jp/consumers/damage/
お問い合わせ	188 (局番なし)

災害救助法の適用が制度適用の要件となっている支援制度	
支援制度	ページ
災害弔慰金	P.4 2
災害障害見舞金	P.4 2
災害援護資金	P.4 4
教科書等の無償給与 (災害救助法)	P.4 7
緊急採用奨学金	P.4 9
公共料金・使用料等の特別措置	P.5 1
放送受信料の免除	P.5 2
被災者 (個人・個人事業主) の債務整理支援	P.5 2
雇用保険の失業等給付	P.5 4
障害物の除去 (災害救助法)	P.6 1
住宅の応急修理 (災害救助法)	P.6 1
災害復旧貸付	P.6 7
高度化事業 (災害復旧貸付)	P.6 8
セーフティネット保証4号	P.6 8
災害関係保証	P.6 8
被災者見守り・相談支援事業	P.7 8

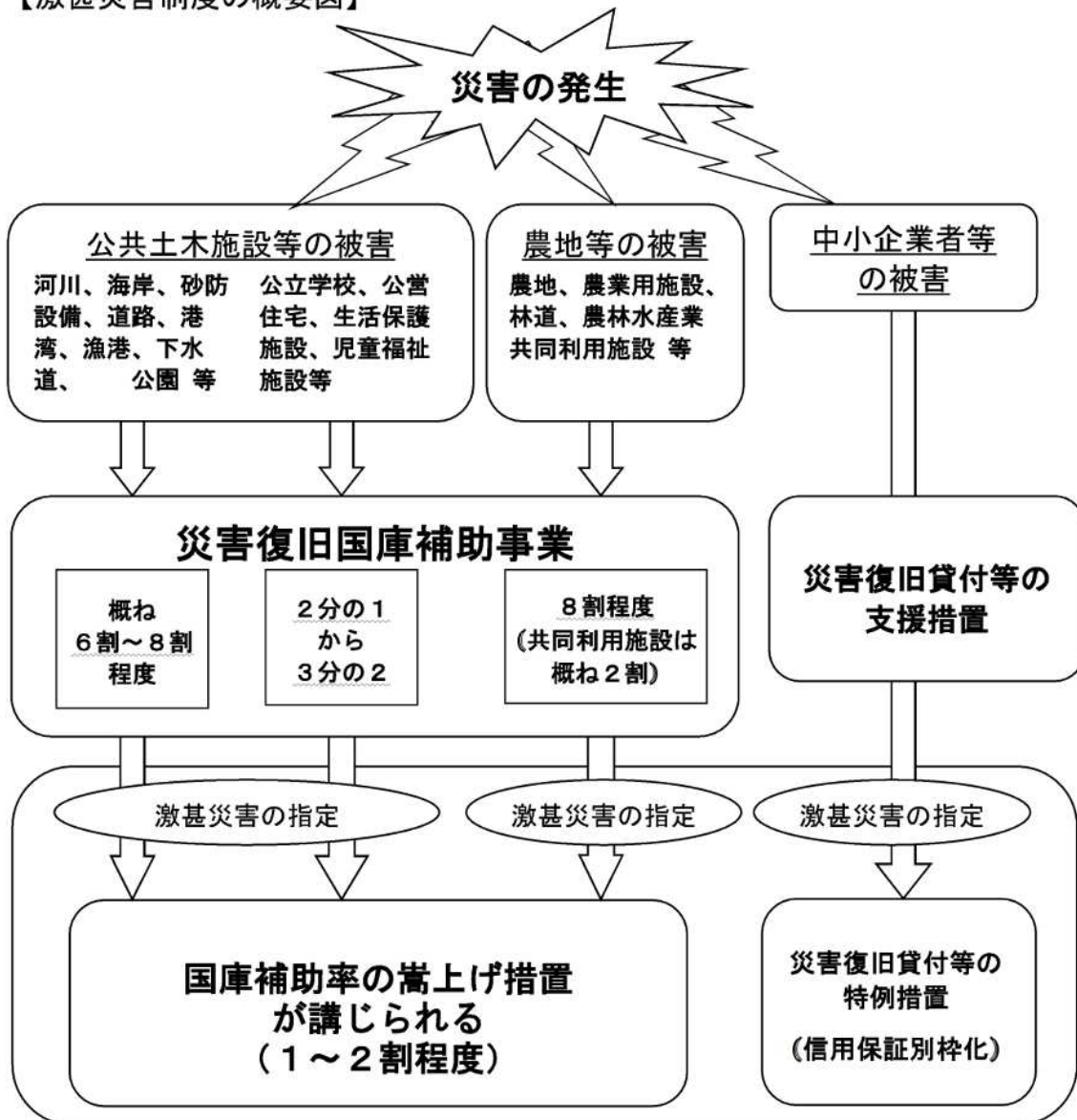
制度-6 激甚災害制度（本激および局激）

激甚災害制度について

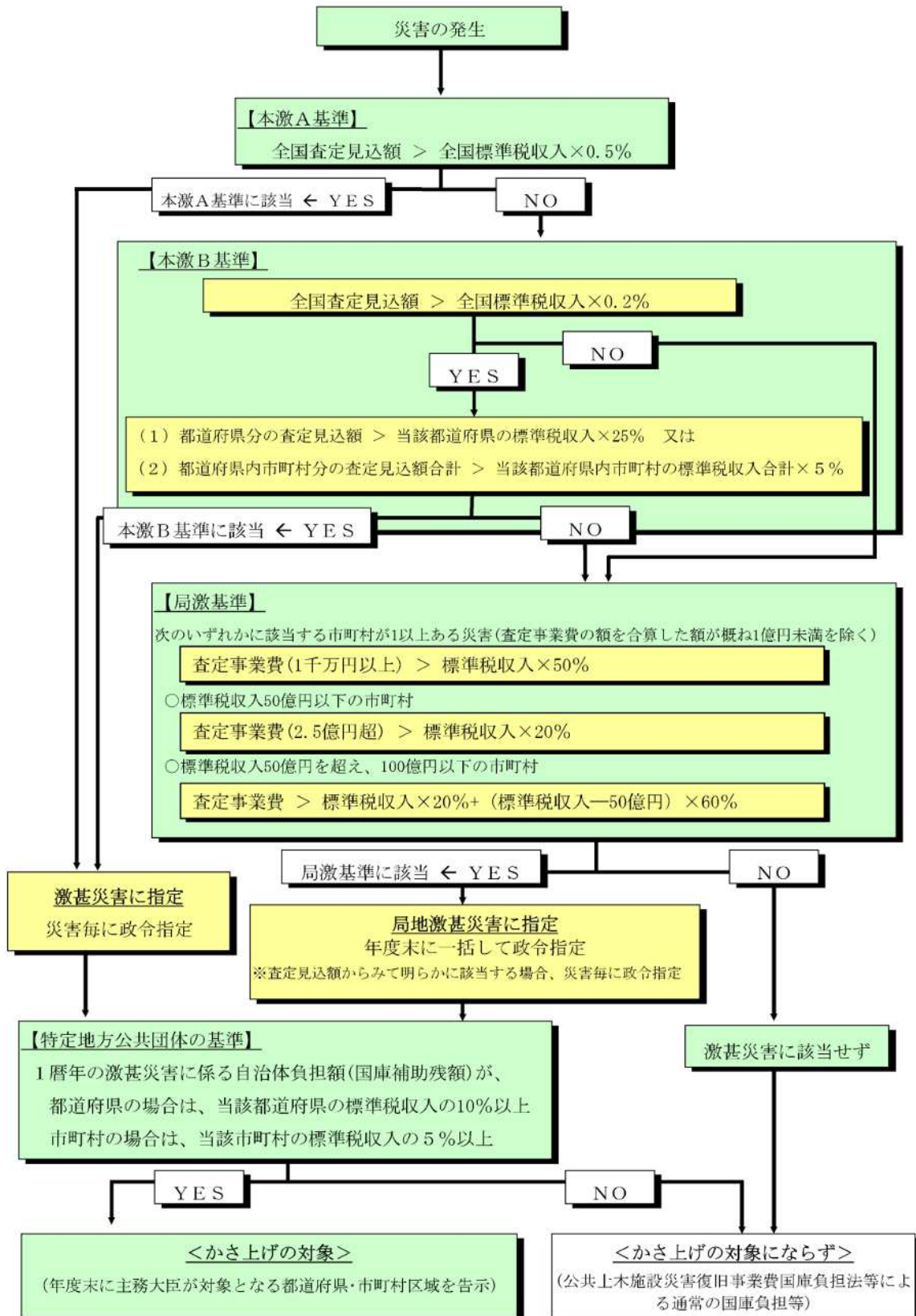
激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

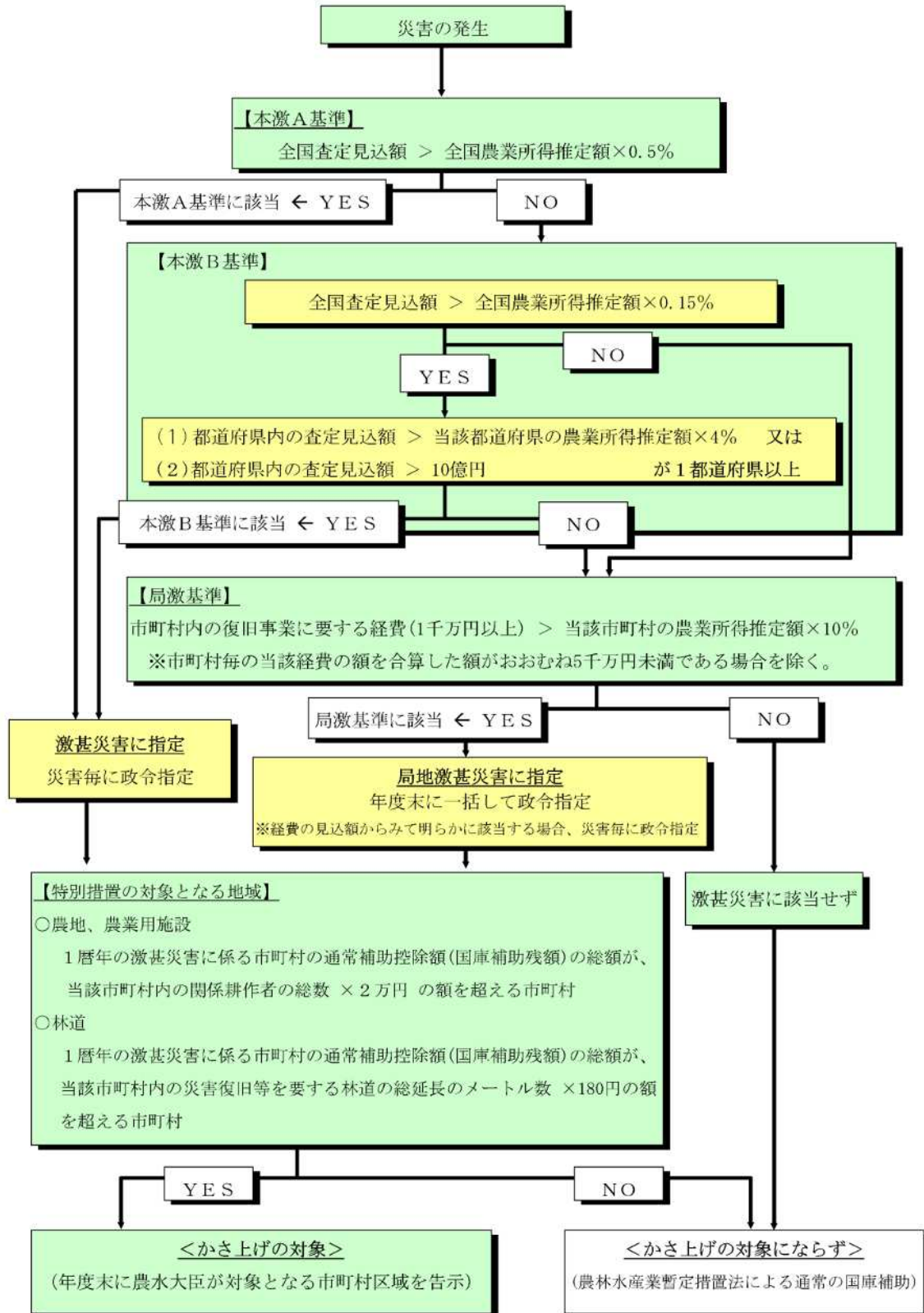
【激甚災害制度の概要図】



■ 激甚災害指定フロー（激甚災害法第2章 公共土木関係）



■ 激甚災害指定フロー（激甚災害法第5条 農林水産関係）



1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等^(注)に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
（注）公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、
堆積土砂排除事業等
- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
 - ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
 - ハ 天災融資法の特例（第8条）
 - ニ 土地改良区等を行う湛水排除事業に対する補助（第10条）
 - ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）
 - ヘ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ③ 中小企業に関する特別の助成
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- ④ その他の特別の財政援助及び助成
 - イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）
 - ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）
 - ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）
 - ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

3 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等 に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助特 例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される 場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについ て、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用され る場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業 者等に対する資金の融通 に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様か ら、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情 に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対す る補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額 は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法によ る災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%

第1編 法令・制度
 制度-6 激甚災害制度（本激および局激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円 ……の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域減失戸数 ≥ 4,000戸 B (1) 被災地全域減失戸数 ≥ 2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の減失戸数 ≥ 200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域減失戸数 ≥ 1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の減失戸数 ≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の減失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう洪水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条 第25条	水防資材費の補助の特例 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

(1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和37年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

(3) 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

5 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 50\%$ (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 20\%$</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 $\times 20\%$ $+ ($当該市町村の標準税収入 $- 50$ 億円 $) \times 60\%$</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等 に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 $\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第6条	農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助特 例	<p>第5条の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 $>$ 当該市町村の漁業所得推定額 $\times 10\%$ に該当する場合(漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)、水産業共同 利用施設に係るものに限り適用する。 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおお むね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対す る補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) $>$ 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門) $\times 1.5$ (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 > 300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 $>$ 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの) $\times 25\%$</p>
第12条	中小企業信用保険法によ る災害関係保証の特例	<p>(4) 中小企業関係被害額 $>$ 当該市町村の中小企業所得推定額 $\times 10\%$ (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還 金の基準財政需要額への 算入等	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>